

第 88 号議案

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

茶屋集会所の改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては、「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第2（第9条関係） 地区集会所施設使用料金表								別表第2（第9条関係） 地区集会所施設使用料金表							
施設名	室名	広さ	収容 人員	施設使用料金				施設名	室名	広さ	収容 人員	施設使用料金			
				朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30 分	深夜 午後11時 ～翌日午 前8時					朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30 分	深夜 午後11時 ～翌日午 前8時
打出集会所～ 大原集会所	(略)							打出集会所～ 大原集会所	(略)						
茶屋集会所								茶屋集会所	和室(A)	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—
									和室(B)	16畳	32	1,900	2,200	2,400	4,800

改正後								改正前							
	洋室(A)	60m ²	38	2,000	2,400	2,800	—		洋室(A)	60m ²	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	19m ²	12	700	800	1,000	—		洋室(B)	19m ²	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	18m ²	12	700	800	1,000	—								
	洋室(D)	26m ²	16	800	1,000	1,100	2,200								
三条集会所	(略)							三条集会所	(略)						
備考	(略)							備考	(略)						

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

参 照

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

茶屋集会所の改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

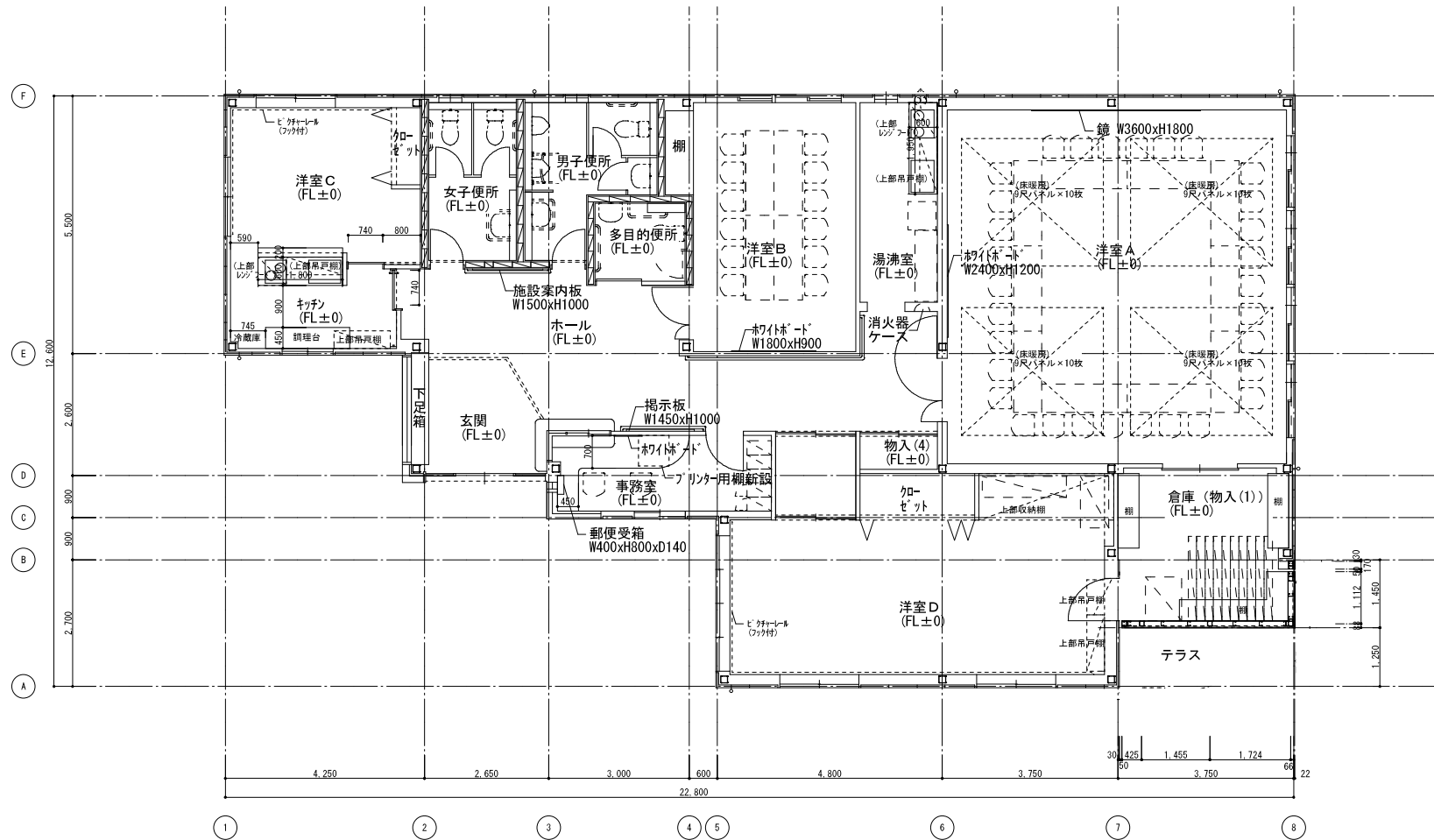
2 改正の内容

利用者の利便性向上を図るため、茶屋集会所の貸室の和室を洋室に改修したことに伴い、施設使用料等を次のように改正する。(別表第2関係)

	室名	広さ	収 容 人 員 (人)	施設使用料金 (円)			
				朝 午前9時 ～正午	昼 午後1時 ～午後5時	夜 午後6時 ～午後9時30分	深夜 午後11時～ 翌日午前8時
現行	和室(A)	8 畳	16	1,000	1,100	1,200	—
	和室(B)	16 畳	32	1,900	2,200	2,400	4,800
	洋室(A)	60 m ²	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	19 m ²	12	700	800	1,000	—
改正案	洋室(A)	60 m ²	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	19 m ²	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	18 m ²	12	700	800	1,000	—
	洋室(D)	26 m ²	16	800	1,000	1,100	2,200

3 施行期日

平成31年2月1日



付記事項	-	設計	校閲	工事名称	茶屋集会所改修工事	設計日	H30. 7
設計変更年月日	-			図面名称	平面図 (改修後)	縮尺	A3 1/100
.	-					図面番号	A-08
.	-						
.	-						